

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（10万円/1世帯）のご案内

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

基準日

令和5年12月1日(この時点で志木市に住民登録のある世帯)

対象世帯（令和5年度の世帯課税状況）

住民税課税者からの扶養を受けている世帯を除いた、以下の世帯

- ◆ **世帯全員が住民税均等割のみ課税**(住民税所得割が非課税)*の世帯
*（市民税3,500円+県民税1,500円/年の納税額）
- ◆ **住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者**からなる世帯

提出書類

世帯主宛に確認書が届きます。同封の封筒によりご返送ください。

① 確認書

② 身分証明書の写し

マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付き → 1点

健康保険証、介護保険証等の顔写真なし → 2点

③ 世帯主名義の口座の写し

通帳の見開き面、キャッシュカード、インターネットバンキング照会画面等 → 1点

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる箇所

返送期限>>>>

令和6年5月31日(金)【当日消印有効】

お問い合わせ

志木市住民税非課税世帯等臨時特別給付金室

受付時間：平日8:30~17:00

住所：志木市中宗岡1-1-1 志木市役所

電話：048-260-6282 FAX：048-471-7092

E-mail：cj-r3-kyufukin@city.shiki.lg.jp

